

長崎県公立大学法人県内就職率向上プロジェクトチーム規程

〔 令和 6 年 11 月 29 日 〕
規 程 第 1 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）における県内就職率向上プロジェクトチーム（以下「PT」という。）の設置及びその構成、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 法人は、県立大学としての使命・役割を果たすため、教職員が一体となって県内就職率の向上に取り組むことを目的として、PTを設置する。

(所掌)

第 3 条 PTは、県内就職率の向上に資する、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 企画・調査・分析を含む、方針の決定に関すること。
- (2) 行動計画の策定に関すること。
- (3) 行動計画の進捗管理に関すること。
- (4) その他

(構成)

第 4 条 PTは、次の各号に掲げるメンバーをもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長（学長）
- (3) 専務理事（大学事務局長）
- (4) 副学長
- (5) 学部長
- (6) 学科長
- (7) シーボルト校事務局長
- (8) 学生支援部長
- (9) キャリア支援統括マネージャー
- (10) 理事長が指名する者

2 PTのリーダーは、理事長とする。

(会議の運営)

第 5 条 リーダーは、会議を招集し、主宰する。

2 リーダーが必要と認めたときは、メンバー以外の者（外部有識者を含む。）に出席を求め、意見を聴取することができる。

(法人・大学の実施体制)

第 6 条 リーダーは、PTの所掌業務を円滑に実施するため、PTの方針について、教職員との合意形成を図る。

2 教職員は、次のとおり県内就職率向上のために取り組む。

- (1) 就職委員会（学部委員会を含む。）は、行動計画（案）を策定するほか、行動計画の実施その他必要な事項を行う。
- (2) 就職委員会が所掌しない事項については、担当部署が行動計画（案）を策定するほか、行動計

画の実施その他必要な事項を行う。

(庶務)

第7条 P Tの庶務は、事務局企画広報課及び学生支援部就職課が行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、P Tの運営に必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。